

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立浅川中学校
校長氏名 市場 陽一郎 公印

令和5年度特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を受けて

（1）自立活動の目標

自己の能力や特性を理解し、自身の困難さを改善・克服するために自ら学び考え行動する力を育てる。

（2）在籍学級や各教科の内容と特別支援教室での指導との関連

生徒の生活の場となる在籍学級で生かせる力を身に付けさせ、自身の力を将来や周りの人のために役立てようとする心を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・特別支援教室担当教員と学級担任が連携して個のニーズに応じた支援を行うために、生徒の課題の把握と定期的な情報共有を行う。
- ・学校生活支援シートを活用し、対象生徒に関わる関係者（保護者、教育、医療、福祉など）と支援の方針や目標を共有し、役割分担を明確にする。
- ・連携型個別指導計画を活用し、生徒の実態に合わせた指導目標や手だてを計画・実行し、学期ごとに見直しと改善を行う。
- ・特別支援教室で使用する教材や個に応じた支援が在籍学級の生活でも生かせるよう、実態把握に努める。
- ・生徒一人ひとりの課題となる部分を適切に見立てられるよう、特別支援教室担当教員は特別支援教育に関する専門性の向上に努める。
- ・医師や臨床発達心理士等からの指導・助言を仰ぎ、生徒の支援に役立てる。

3 指導の重点

- ・生徒が安心して自己表現できる雰囲気作りに努め、自己を理解し障害特性と上手く付き合う方法を習得させる。（自己理解・自己肯定感）
- ・「できた」という経験を大切にし、「やってみよう」と自ら思えるように、学習内容を工夫する。（達成感・主体性）
- ・自己理解や他者理解、ソーシャルスキルに関する指導を通して、適切な対人関係スキルを身に付ける支援を行う。（コミュニケーション・援助要請）

4 その他の配慮事項

- ・月・週・1日あたりの授業時数は、生徒の実態に合わせて柔軟に編成する。
- ・保護者や医療、専門機関と連携し、必要に応じて専門家の指導・助言を仰ぐ。
- ・拠点校として毎月1回以上、関係者会議を行う。巡回校ごとに次週の予定と学習内容を確実に確認し、教室を円滑に運営する。